

退職手当支給水準、 職員福利課が引き下げ提示！

○調整率 87 / 100 → 83.7 / 100へ
～平均約 77 万円の引き下げ～
○実施は平成 30 年 4 月 1 日

青森県教育委員会職員福利課は、1月12日、青森県職員の退職手当支給水準の引き下げを、青森高教組をはじめとする県内教職員組合に提示しました。これは、2017年11月の国会で可決された「国家公務員退職手当等の一部を改正する法律」を受けての提示ですが、退職後の生活に大きく影響することから、到底認められない提示です。

国、他県追随の提示

職員福利課からは、①4月に行われた退職手当の「官民比較」により、民間より約78.1万円高いことから、官民均衡を確保することを狙い、国会で「国家公務員退職手当等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年1月1日に施行されたこと、②他県でも同様に退職手当をひき上げているこ

とを理由として提示する、と説明がありました。5年前の見直しでは約400万円の大幅引き下げがありました。今回も「官民比較」の名の下、国や他県の動向に追随することになり、職員の生活設計を顧みない提示です。

減り続ける退職手当

退職手当は、退職後の生活に対する賃金の先払いという性格を持つ重要な

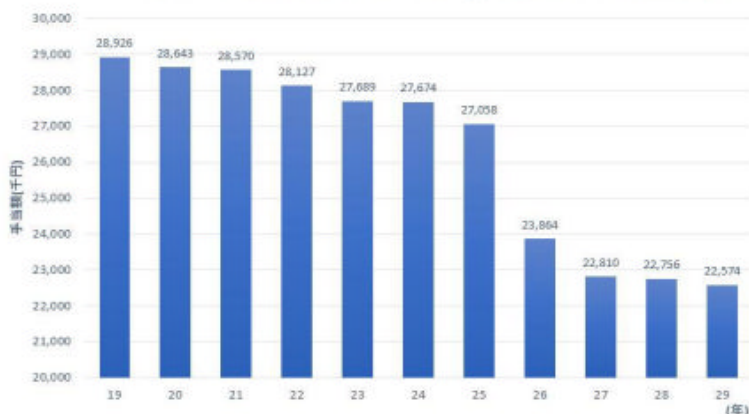
手当です。また、住宅ローンなどを退職手当で一括清算をする計画を立てているケースもあり、退職手当の減額は今後の生活に向けて大きな問題となります。5年前の400万円の減額に続く大幅減額で、退職後の生活設計に重大な影響を及ぼすことから、到底認められないものです。私たちの生涯賃金は下がりっぱなしです。

実施は来年度へ

今回の提案では、実施は平成30年4月1日としています。今年度末の退職者の手当はそのまま、来年度の退職者から引き下げの対象となります。今年度の退職者の混乱を避けるためということで、実施時期については東北で唯一の提案となっています。

高教組では引き下げの取り下げや実施段階への配慮等を求めて県教組、日教組青森と共に交渉にあたります。皆様声を高教組へお寄せください。

青森県教育公務員退職手当額(全退職者平均支給額)推移



高教組速報

2017 No.4 2018.1.15

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

e-mail: aokokyos@olive.ocn.ne.jp